

豊中市まちを美しくする運動推進本部設置要綱

(設置)

第1条 当市が実施する、まちを美しくする運動の円滑な推進を図るため、豊中市まちを美しくする運動推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) まちを美しくする運動の推進に関すること。
- (2) まちを美しくする運動の施策の調整に関すること。
- (3) その他環境美化意識の高揚及び啓発に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。また、副本部長は、総務部長及び都市基盤部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表(1)に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に職員の中から本部員を任命することができる。

(本部会議)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部会議は、本部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第5条 まちを美しくする運動の事業推進に係る専門的事項及び実施のための検討を行わせ、本部会議の円滑な運営を図らせるため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の構成員は、別表(2)に掲げる職にある者をもって充てる。
ただし、必要があるときは、臨時に幹事を任命することができる。
- 4 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。

(推進委員)

第6条 本部事業の円滑な運営を図るため、推進委員を置く。

2 推進委員は、別表(3)に掲げる者をもって充てる。

3 推進委員は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に職員の中から、推進委員を任命することができる。

(作業部会)

第7条 本部長は、幹事会の下に作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、本部長が指名する者で構成する。

(事務局)

第8条 本部の事務局を、環境部美化推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、昭和 57 年 9 月 21 日から実施する。

この要綱は、平成 5 年 4 月 27 日から実施する。

この要綱は、平成 7 年 5 月 2 日から実施する。

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 11 年 4 月 12 日から実施する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から実施する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表(1)

本 部 員

市長部局	監, 部長及び理事, 会計管理者
市立豊中病院	事務局長, 看護部長
上下水道局	部長
消防局	消防局長
教育委員会	事務局長, 監及び理事
市議会事務局	事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド	事務局長

幹事会の構成員

幹事長	環境部長	
副幹事長	環境部	資源循環長
幹事	環境部	ゼロカーボンシティ推進課長
		公園みどり推進課長
		家庭ごみ事業課長
		環境指導課長
		美化推進課長
	市民協働部	コミュニティ政策課長
	健康医療部	保健安全課長
	都市計画推進部	都市計画課長
	都市基盤部	交通政策課長
		基盤管理課長
		基盤保全課長
		維持修繕課長
	教育委員会	社会教育課長

別表(3)

推 進 委 員

総 務 部		行政総務課長
都 市 経 営 部		経営戦略課長
		広報戦略課長
都 市 活 力 部		魅力文化創造課長
環 境 部		ゼロカーボンシティ推進課長
		公園みどり推進課長
		減量計画課長
		美化推進課長
		家庭ごみ事業課長
		環境指導課長
財 務 部		財政課長
市 民 協 働 部		コミュニティ政策課長
福 祉 部		地域共生課長
		長寿安心課長
健 康 医 療 部		保健安全課長
こども未 来 部		こども政策課長
		こども事業課長
都市計画推進部		住宅課長
		都市計画課長
都 市 基 盤 部		交通政策課長
		基盤管理課長
		基盤保全課長
		維持修繕課長
会 計 課		会計課長
市立豊中病院	事務局	病院総務課長
上 下 水 道 局	経営部	総務課長
消 防 局		消防総務課長
教 育 委 員 会		教育総務課長
		社会教育課長
		教職員課長
選挙管理委員会	事務局	事務局長
監 査 委 員	事務局	事務局長
市 議 会	事務局	総務課長

豊中市伊丹市クリーンランド	事務局	総務課長
---------------	-----	------